

第2次広島県自転車活用推進計画の策定について

1 要旨・目的

第2次広島県自転車活用推進計画（案）について、令和4年10月20日から令和4年11月21日に実施したパブリックコメントの結果を報告するとともに、その結果を踏まえ、計画を策定し、公表した。

2 現状・背景

本県における自転車の活用の推進については、平成31年3月に策定した広島県自転車活用推進計画に基づき、関係者が連携し、各種取組を進めてきた。こうした中で、令和3年5月の国による第2次自転車活用推進計画の策定や令和4年10月の広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例の制定を踏まえ、第2次広島県自転車活用推進計画を策定することとした。

3 概要

(1) 対象者

県民

(2) 事業内容

ア パブリックコメントの実施結果

別紙1のとおり。

イ 計画の策定

パブリックコメントの結果や有識者の意見を踏まえ、原案のとおり計画とする。

※計画内容については別紙2、3のとおり。

(3) スケジュール

12月6日15時 公表

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/97/jitenshakatsuyou2.html>

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 今後の対応

計画に基づき、関係者が連携して自転車の活用の推進に取り組む。

第 2 次広島県自転車活用推進計画 パブリックコメントの実施結果

1 実施期間・提出人数等

【実施期間】令和 4 年 10 月 20 日（木）から令和 4 年 11 月 21 日（月）

【提出人数・提出方法】3 人（6 件）・電子メール

2 意見の内容と県の考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	<p>シェアサイクルの充実及び自転車走行空間のさらなる整備（P39, P44）</p> <p>・機会が合えばピースクルを利用しており、個人所有自転車利用と比べて乗捨て可能で発着点が縛られずとても便利だと思います。さらなる充実（利用区間の市域を超えた拡大やサイクルポートの増加）を図れば都市部の主たる移動手段になりうると思うので、走行空間の整備と合わせ、どんどん進めてほしい。</p>	<p>・地域のニーズを踏まえたシェアサイクルの充実及び自転車通行空間の計画的な整備を促進するため、広島市において策定された自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備の推進を支援し、更なるシェアサイクルの利用につながるよう取り組んでまいります。</p>
2	<p>広島市周辺を発着地としたサイクリングロードの整備、普及（P53）</p> <p>・広島市在住者や来訪者が気軽にサイクリングを楽しめるよう、広島市周辺を発着地としたサイクリングコースの設定や受け入れサービスの充実をしてほしい。</p>	<p>・広島市では、「ひろしま郷土愛サイクリングロード」などについて市内をサイクリングコースに設定しております。今後も、これらのサイクリングコースを知ってもらえるよう広島市と連携しながら、情報発信に取り組むとともに、ニーズに応じたサイクリングコースの設定や受け入れサービスの充実を支援してまいります。</p>
3	<p>自転車損害賠償責任保険等へ加入促進の取り組み強化（P62）</p> <p>・自転車事故の被害者救済のために、条例制定を契機とし、加入率向上につながる取り組みを積極的に実施してほしい。</p>	<p>・自転車損害賠償保険等への加入率向上に向けて、まずは自転車条例を制定したことを周知するために、サイクリング大会などのイベント等において、チラシの配布等の広報啓発に取り組んでおり、引き続き、保険会社や学校、自転車販売店などの関係機関と連携しながら、広報啓発に取り組んでまいります。</p>

4	<p>国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出 (P49)</p> <ul style="list-style-type: none"> サイクリングなら密になりにくくコロナ禍での観光にも適していると思うのでとても良い取組だと思います。しっかりと計画を進めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍において、人との接触を低減する移動手段としての自転車の利用ニーズが向上していると認識しています。引き続き、サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現に向けて計画を推進してまいります。
5	<p>自転車の安全利用の促進 (P54)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車の利用ルールについて、計画に基づいてしっかりと周知を行っていただきたい。自転車は免許がなく誰でも気軽に乗れる一方で、ルールを学ぶ機会が少ないため、信号無視や逆走、など、違反と知らず乗っている人も多いため。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通法で定められている自転車の交通ルールの遵守等については、これまでも周知を図るための広報啓発活動等を行ってきたところであります。引き続き、県警などの関係機関・団体等と連携しながら、各季節の交通安全運動や各種イベント、街頭キャンペーン、交通安全講習等、様々な機会を通じて、全ての自転車利用者において、安全で適正な利用がなされるよう、しっかりと広報啓発を行ってまいります。
6	<p>自転車の安全利用の促進 (P54)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者の立場からは、歩道を走る自転車の存在は怖い。歩道を走る自転車が未だに多いため、自転車は原則車道を通ることをしっかりと周知してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「自転車安全利用五則」という自転車に乗るときに守るべき交通ルールのうち、特に重要な5つをまとめたものがあります。引き続き、県警などの関係機関・団体等と連携しながら、各季節の交通安全運動や各種イベント、街頭キャンペーン、交通安全講習等、様々な機会を通じて、「自転車安全利用五則」を活用し、自転車の交通ルールについてしっかりと広報啓発を行ってまいります。 <p>【参考】自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用

1 総論

1. 自転車活用推進計画の位置づけ

自転車活用推進法第10条に基づき策定する、広島県の自転車の活用の推進に関する基本計画

2. 計画期間

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

3. 計画改定のポイント

- ・現計画の4つの目標を踏襲
- ・昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、現計画の取組を強化、及び、新たな施策として「災害時における自転車の活用の推進」及び「損害賠償責任保険等への加入促進」を追加
- ・国の第2次自転車活用推進計画を勘案しつつ、本県の実情に応じて改定
- ・広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例と連携
- ・本県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」をはじめ、関連計画等と整合及び連携

2 計画の内容

本県では、平成31年3月に、国の計画策定を契機として、走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車活用、サイクルツーリズムの推進、及び自転車の交通安全等について、県の関係計画を総合的に推進する広島県自転車活用推進計画を策定し、豊かな県民生活の実現及び活力ある地域づくりに向けて取り組みを進めてきました。このような中、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和3（2021）年5月28日に「第2次自転車活用推進計画」が閣議決定されました。本計画は、国の推進計画を踏まえ、「第2次広島県自転車活用推進計画」として、計画の改定を行うものです。

基本理念	目指す姿	政策目標	現状	課題	これまでの主な取組	実施施策と主な取組
安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かな県民生活の実現及び活力ある地域づくり	まちづくり 安全で快適な自転車利用環境の整備が進み、自転車を無理なく安全に利用できる環境が創出され、低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な地域環境の形成が進展しています。	I 人・環境にやさしくまちづくり 自転車を安全に利用できる	●広島県の自転車の交通分担率は、通勤で約13%と自動車の約51%に次いで利用され、通学では約36%と最も多く、自動車とともに主要な移動手段となっています。 ●家庭から排出されるCO ₂ の4分の1を自動車占めています。	●身近な交通手段である自転車利用について、地域の実情や交通事故発生状況等を踏まえ、安全で快適な自転車の通行環境を確保することが必要 ●自動車から自転車への利用転換を図り、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化を進めることが重要	●県内では、広島市、尾道市、福山市、三次市、大竹市、海田町が策定した自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画に基づき、各道路管理者が自転車走行空間を整備 ●自転車分担率の高い他の市町に対して、国とも連携し、計画策定に向けた支援 ●自転車専用通行帯をふくなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車車両の取締り ●国・県・市等が連携し、福山市圏交通円滑化総合計画に基づく「ベスト運動」の展開（自転車や公共交通機関の利用等の推進）	1 自転車通行空間の計画的な整備推進 ○市町版自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定支援 ○自転車通行空間の整備等 2 地域のニーズに応じた駐車場の整備促進 ○ニーズに対応した駐車場の整備への支援 3 路外駐車場等の整備促進及び違法駐車取締りの推進 ○路外駐車場や荷さき用駐車スペース整備の支援等 4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施 ○まちづくりと連携した自転車施策の推進等
	スポーツ・健康 身近な自転車の利用の促進により、県民が健康で活力ある生活を満喫し、快適な地域環境の形成が進展しています。	II 健康で活力ある社会づくり サイクリングスポーツを通じた	●広島県の20歳以上のスポーツ実施率（週1回以上運動・スポーツをする人の割合）は、全国の20歳以上のスポーツ実施率を7.2%下回っています。 ●運動習慣のある人の割合は20～64歳の男女とも減少傾向にあります。	●働く世代の運動量を低下させない取組が必要 ●運動やスポーツに親しみ、気軽に身体を動かす機会を増やすことができる取組の充実 ●自転車という身近なスポーツの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりを進めることが重要	●広島県立中央森林公園では、平成5（1993）年に自転車競技が可能な一周12.3キロのサイクリングコースを整備 ●自転車競技大会を開催し、サイクリングロードの活用及び利用の促進 ●平成22（2010）年に広島県道路交通法施行細則の改正による県内一般道路のタンデム自転車の二人乗車が可能	1 サイクルスポーツ振興の推進 ○公園等の利用促進 ○サイクルスポーツを活用した地域活性化に取り組み市町への支援等 2 自転車を活用した健康づくりの推進 ○健康増進の広報啓発 3 自転車通勤等の促進 ○自転車通勤の広報啓発
	観光 サイクリストが快適かつ安心してサイクリングを楽しめるようハード・ソフト両面から環境整備を図るとともに、効果的なプロモーションに取り組むことで国内外から何度でも訪れたい魅力的なサイクリングエリアとなっています。	III サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現	●令和元（2019）年11月に、国の自転車活用推進本部長（国土交通大臣）から第1次ナショナルサイクルルートとしてしまなみ海道サイクリングロードが指定されました。今後、しまなみ海道サイクリングロードは、日本を代表し、世界に誇れるサイクリングルートとしてロゴマークとともに国内外にPRされます。 ●その他のエリアでは、沿線地域が主体となってサイクルツーリズムの推進に取り組んでおり、サイクリストの受入環境の整備に取り組んでいます。	●各サイクリングロードの整備などハード整備と併せて、サイクリングを活用した周遊観光を促進し、滞在時間の延長を図ることで飲食消費さらには宿泊消費につなげていく必要がある	●しまなみ海道では、平成22（2010）年度にしまなみ海道サイクリングロードの車道路側へ推奨ルートを明示するブルーラインや距離標などを整備 ●平成26（2014）年度から隔年で、広島・愛媛両県を連携し、国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」の開催 ●広島県を訪れるサイクリストをあたたか迎え、快適なサイクリングをサポートする施設・店舗をひろいまサイクルおもてなしスポットとして募集・登録するなど県内全域でのサイクリング環境の向上を促進	1 国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出 ○官民連携による先進的なサイクリスト受入環境の充実・強化 ○サイクリングを活用した広域的な観光振興 ○サイクリスト受入サービスの充実 ○全県的なサイクルツーリズムの振興
	安全・安心 「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」の実現を目指して、交通安全の取組が進展しています。	IV 安心な暮らしづくり 自転車事故のない	●自転車事故件数は広島県の交通統計によると減少傾向にありますが、全事故件数に占める自転車事故件数の割合は約2割に横ばい傾向にあります。 ●自転車利用者に対しては自転車の交通ルールに関する理解が不十分な状況にあります。 ●県内では、自転車保険の加入状況は、加入の必要性を感じない等の理由により低調であると考えられます。	●自転車事故のない社会の実現に向けて、交通安全対策を推進することが必要 ●自転車利用者に対して、ルールやマナーといった交通安全教育等の充実を図ることが必要	●昭和46（1971）年より、「広島県交通安全計画」を策定し、交通事故根絶に向けた各種施策を推進 ●現在の第11次計画に基づき、「自転車の安全利用の推進」、「自転車の安全性の確保」を掲げ、自転車交通事故防止対策を実施 ●幼児・児童のヘルメット着用徹底を図る被覆軽減対策等の取組の推進 ●しまなみ海道自転車道利用促進協議会広島事業本部（広島県・尾道市）によるサイクリストへのマナー向上の啓発事業実施 ●令和2（2020）年度は、自転車等を利用した飲食物配達代行サービス事業者を「自転車マナーアップ推進事業所」に指定し、県民の自転車マナーを向上させるよう働きかけを実施	1 自転車の安全利用の促進 ○自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知等 2 自転車の点検整備の促進 ○安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発 3 学校等における交通安全教育の推進 ○交通安全教室の推進等 4 自転車通行空間の計画的な整備推進 ○自転車通行空間の整備等（政策目標Iと同様） 5 災害時における自転車の活用の推進 ○自治体の庁舎等への自転車配備等 6 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ○ポスター、チラシ、ウェブサイト等を通じた情報提供の実施

広島県自転車活用推進計画の策定（H31.3策定）

- 広島県の動き等
- ・しまなみ海道サイクリングロードがナショナルサイクルルートに指定（R1.11）
 - ・自転車保険加入を義務付ける条例制定が全国で進む（14⇒34都道府県（前：H31.4現在、後：R3.10現在））
 - ・安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン策定（R2.10）
 - ・広島県道路整備計画2021（R3.3）
 - ・国の第2次計画（R3.5）（自転車活用推進法第9条）
 - ・広島県自転車条例（制定予定）（第4条第1項）

第2次広島県自転車活用推進計画（R4改定）

社会情勢の変化等

